

## 分担研究名

近未来の健診・保健指導のあり方の検討：特定健診・保健指導の今後の展望

## 研究分担者

中山 健夫 京都大学大学院医学研究科 健康情報学

### 要旨

2008年4月、40-74歳の公的医療保険加入者を対象に開始された特定健康診査(特定健診)・特定保健指導は、現在、第3期(2018-2023年度)の特定健診等実施計画に則って実施されている。2021年12月には、厚生労働省健康局と保険局の合同の「第4期(2024-29年度)特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」が発足した。それに先立ち、厚生労働科学研究班が組織され、関連課題の検討が進められている。本課題では、近未来の健診・保健指導のあり方を考える前提として、現在、進行中の次期の特定健診・保健指導をめぐる検討状況を概観し、本班の関係者に情報共有を進めた。

#### A. 目的

本課題では、近未来の健診・保健指導のあり方を考える前提として、2024年度からの第4期特定健診・保健指導に向けた各課題の検討状況を概観し、本班関係者に情報共有を進めることを目的とする。

#### B. 方法

既存資料のレビューを中心に実施し、必要に応じて関係者のインタビューを追加。

#### C. 結果

2008年4月、40-74歳の公的医療保険加入者を対象に特定健康診査(特定健診)・特定保健指導が開始された。関連する法律としては「高齢者の医療の確保に関する法律(第二節特定健康診査等基本指等)」、「国民健康保険法(第6章保健事業第82条)」があり、健診項目は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

(平成19年厚生労働省令第157号)」に規定されている。なお同基準第2条に、労働安全衛生法による事業者健診は特定健診に優先して実施義務があり、その結果の提出で特定健診を実施したとみなされることが示されている。

第3期(2018-2023年度)特定健診等実施計画の策定にあたり、2015-16年度の厚生労働科学研究(代表:中山健夫)で特定健診標準的質問票の改訂に取り組み、既存の質問票の不適切な箇所を改めるとともに、質問調査の結果を特定保健指導に有効に活用するための資料を作成した。これらの成果は「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載され、現場で用いられている。

第4期(2024-29年度)に向けて、厚生同労科学研究(2019-2021年度)として、循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「健康診査・保健指導における健診項目等の必要性、妥当性の検証、及び

地域における健診実施体制の検討のための研究」(代表:岡村智教)、続いて2021年度から同「特定健康診査および特定保健指導における問診項目の妥当性検証と新たな問診項目の開発研究」(代表:中山健夫)が進められている。後者では、問診項目の妥当性は、前回の研究班の方針を継承して、循環器疾患・死亡などをエンドポイントとするコホート研究で予測因子として実証したエビデンスがあること、分担研究者が取り組んでいるコホート研究の自験データで支持されることを重視している。また厚労省担当部局との協議により、要医療・未受診者の勧奨、特定保健指導のあり方についての検討、全国の保険者を対象とした問診項目の活用・特定保健指導の実施状況の調査にも取り組んでいる。特定保健指導のあり方に関しては、医療の質指標(Quality Indicators)の考え方を応用して、プロセス指標(対象者のアセスメント、目標設定、目標実施の支援、継続支援の管理)、アウトカム指標(生活習慣の改善、健康状態の改善)の開発が進められている。また特定健康診査と職域の定期健康診断はほとんど同じ項目の健康診断を実施し、脳心疾患の予防という目的においても同じであるが、大きく異なるアプローチがなされており混乱が生じているという課題が提起されている(分担:立石清一郎)。実施主体者が前者は保険者、後者は事業者であり、保険者の主な役割は本人の発症予防であり私傷病の予防、事業者の主な役割は作業関連疾患の予防という点にあることが推察され、職域における円滑な健診の実施についてさらに検討を進める必要があると言える。

#### D. 考察、 E. 結論

2021年12月には、厚生労働省健康局と保険局の合同の「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」が発足し、合わせてワーキンググループも発足している。上記の厚生労働科学研究班の成果は、これらの検討会・ワーキンググループに適宜、提供される予定である。これらの動向を踏まえつつ、近未来の健診・保健指導の在り方、方向性の検討を深めたい。

#### F. 健康危機情報

なし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

なし